

別記 1

管理業務仕様書

1. 指定管理者の責務

施設の指定管理者は、自らの創意工夫を活かし施設管理運営経費の削減をはかり、「うれしの茶」の普及推進に努めなければならない。

2. 指定管理者が行う具体的な業務

(1) 施設の利用許可に関する業務

① 施設の利用許可

条例の規定に基づき行うこと。

(2) 施設の運営に関する業務

① 受付・運營業務

- ・利用料金収納、茶の栽培技術・加工技術の研修のための施設の提供、茶業経営の研修のための施設の提供、他設置目的の達成に必要な業務
- ・利用者が重複した場合、利用者の公平性を図るため調整を行う。
- ・一般茶及び品評会茶への栽培技術・加工技術の指導。

② 備品の管理業務

机、椅子、図書、その他備品等が位置に設置・収納されているか確認し点検する。

(3) 施設の設置目的を達成するため、関連団体と連携して事業に取り組む。

④ 建物内・敷地内の清掃業務

- ・建物内及び敷地内を日常清掃する。(特に製茶機械・生葉加工場・仕上室等に配慮する。敷地内の除草を含む。)
- ・建物内の定期清掃を行う。

⑤ 研修会の実施・運營業務

- ・茶生産者へ向けて定期的な研修会の実施・運営。

⑥ 工場見学の実施及び視察への対応業務

(3) 施設及び設備の維持管理に関する業務

① 建物の保守管理業務、館内の整頓

館内の整理・整頓を心がけるとともに、建物内外の点検を行い、異常があれば嬉野市担当課へ報告を行う。

② 空調設備の操作、清掃業務（夏季及び冬季各 1 回）

③ 庭園管理業務

敷地内の植栽の剪定等を行う。

④ 電気設備の保安・点検業務

⑤ 消防設備保守点検業務

⑥ 建物内の保安警備業務（開館時間外の警備業務）

⑦ その他建物及び機械設備の操作・保守点検管理業務

※但し、②から⑦については、外部委託可

(4) その他の管理業務

①施設の総務・経理事務

施設の効果的な運営等を行うための総合管理や諸帳簿の経理処理を行う。

施設及び設備の維持管理に係る業務委託の契約業務

②事務経費の執行、施設・設備の軽微な修繕業務

施設の管理・運営上必要な消耗品費、燃料費、光熱水費、通信運搬費、手数料、保険料、使用料、賃貸料等の支払いを行う。

③事業計画書及び収支予算書の作成業務

各年度において、次年度の事業計画（収支計画書を含む）を嬉野市が定める日までに提出する。

④事業報告書の作成業務

年度終了後、嬉野市が定める日までに次の報告書を作成し、嬉野市に提出する。

ア. 管理の実施状況報告書

イ. 利用状況報告書（年報及び月報、月報は毎月、嬉野市へ提出する。）

ウ. 利用に係る料金の収入の実績報告書

エ. 管理に係る経費の収支状況報告書

オ. 業務日誌

⑤指定期間終了にあたっての引継業務

指定管理者は、次期指定管理者が指定された場合、円滑かつ支障なく運営できるように引継を行う。

⑥その他施設を管理する上で必要な管理業務

3.管理・運営体制

(1) 業務従事者

①施設の管理・運営にあたっては、適切な人員配置を行うこと。

②施設及び設備の維持管理業務については、一部を委託することができるものとする。

（例 機械設備保守点検等）

・総括責任者

施設全体の総括責任者であることに配慮、ふさわしい人を配置する。

・業務従事職員

施設の管理運営にあたり、利用者の対応、施設の維持管理業務に従事するため、次の要件を全て満たす者とする。

（臨時職員可）

ア 年齢満 18 歳以上の者

イ 健康で業務遂行能力・体力を有する者

※総括責任者は、業務従事職員を兼ねることができる。

別記2

リスク分担表

種 類	内 容	負 担 者	
		市	指定管理者
法令等の変更	指定管理者が行う管理運営業務に及ぼす法令等の変更	協議事項	
物価変動	人件費、物品費等物価変動に伴う経費の増		○
	燃料費、光熱水費等の予測し得ない物価上昇に伴う経費の増	協議事項	
金利変動	金利の変動に伴う経費の増		○
不可抗力	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、火災、争乱その他の市又は指定管理者のいずれかの責めにも帰することができない自然的又は人為的な現象）に伴う施設、設備の修復による経費の増加及び事業履行不能	協議事項	
第三者への賠償	管理者としての注意義務を怠ったことにより損害を与えた場合		○
	指定管理者が実施する自主事業により損害を与えた場合		○
	上記以外の理由により損害を与えた場合	○	
周辺地域市民及び施設利用者への対応	地域との協調		○
	施設管理、運営業務内容に対する市民及び施設利用者からの反対、要望への対応		○
	上記以外	○	
政治、行政的理由による事業変更	政治・行政的な理由から、施設管理、運営業務の継続に支障が生じた場合、又は業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費及びその後の維持管理経費における当該事情による増加経費負担	○	
施設競合	競合施設による利用者減、収入減		○
需要変動	当初の需要見込みと異なる状況		○
運営費の膨張	市以外の要因による運営費の膨張		○
	市の要因による運営費の膨張	○	
運営リスク	施設、機器の不備や事故による臨時休館に伴う運営リスク	協議事項	
	施設管理上の指定管理者の責めによる臨時休館等に伴う運営リスク		○
債務不履行	施設設置者の協定内容の不履行	○	
	指定管理者の業務及び協定内容の不履行		○
書類の誤り	仕様書等市が責任を持つ書類誤りによるもの	○	
	事業計画書等指定管理者が提案した内容の誤りによるもの		○

資金調達	必要な資金の確保		○
	経費の支払い遅延（市→指定管理者）によって生じた事由	○	
	経費の支払い遅延（指定管理者→業者）によって生じた事由		○
施設・設備の損傷	経年劣化によるもの（30万円未満の小規模なもの）		○
	同上（上記以外）	○	
	第3者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの（30万円未満の小規模なもの）		○
	第3者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの（上記以外）	○	
資料等の損傷	管理者として注意義務を怠ったことによるもの		○
	第3者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの（極めて小規模なもの）		○
	第3者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの（上記以外）	○	
セキュリティ	警備不備による情報漏洩、犯罪発生		○
事業終了時の費用	指定管理業務の期間が終了した場合又は期間中途における業務を廃止した場合における事業者の撤収費用		○
災害時対応	待機体制の確保、被害調査、報告、応急業務		○

別記 3

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第 1 条 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この協定による業務を実施するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第 2 条 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(従事者への周知)

第 3 条 乙は、この協定による業務に従事するものに対して、在職中及び退職後において、この協定による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項及び嬉野市個人情報保護条例第 26 条の規定に従わなかった場合は、その旨を公表することがあることを周知しなければならない。

(適正管理)

第 4 条 乙は、この協定による業務に係る個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざんの防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(収集の制限)

第 5 条 乙は、この協定による業務を処理するために個人情報を収集するときは、当該業務を処理するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外使用等の禁止)

第 6 条 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この協定による業務に関して知り得た個人情報を協定の目的以外に使用し、又は第三者に引き渡してはならない。

(複写、複製の禁止)

第 7 条 乙は、あらかじめ甲の指示又は承諾がある場合を除き、この協定による業務を処理するにあたって、甲から貸与された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第 8 条 乙は、この協定による業務を処理するための個人情報を自ら取り扱うものとし、甲の承諾があるときを除き、第三者に取り扱わせてはならない。

(資料等の返還等)

第 9 条 乙は、この協定による業務を処理するために甲から引き渡され、又は自ら収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(事故発生時における報告)

第 10 条 乙は、この協定に違反する事態が生じ、又は生ずる恐れがあることを知ったときは、速

やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。この協定が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(実地検査)

第 11 条 甲は、乙がこの協定による業務の遂行にあたり取り扱っている個人情報の状況について、随時、実地に調査することができる。

(契約の解除及び損害賠償)

第 12 条 甲は、次のいずれかに該当するときは、この協定の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

(1) この協定による業務を処理するために乙は再受託者が取り扱う個人情報について、乙又は再受託者の責に帰すべき理由により漏えいがあったとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、この特記事項に違反し、この契約による業務の目的を達成することができないと認められるとき。